

資料4

県民意見提出手続 (パブリック・コメント手続)の実施について

都市政策課

県民意見提出手続の概要

県行政の基本的な事項を定める計画、方針等の立案段階において、趣旨、内容等を県民の皆様に公表し、多様な意見を幅広く聴取し、提出された意見を考慮して、生活者の視点に立った計画等を作成することにより、

- ① 県政運営における公正の確保と透明性の向上
 - ② 県民に対する説明責任の向上
 - ③ 県民とともに歩む参画と協働の県政を推進
- するための手続

実施概要

■ 意見等募集期間

令和6年12月19日(木)から令和7年1月8日(水)まで

■ 意見徴収方法

直接持参、郵送、ファクシミリ、電子メール
(障害の有無に関わらず意見が提出できるよう配慮)